

55

14

27 10 19

&+

% &

&& &*

' ,
- %&

&& &*

% %
%* %&

&* (&+ -
&+ %\$ & '

%
%

&+ (-
&+ %\$ & '

&\$

&(&*

&% ' ,
' - (,

(-)&

)'))

ft %
&

			8*			8)			8*			8)			8*			8)		
			%	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%	
	' \$	' \$	' \$	' \$	' \$															
	' \$	' \$	' \$	' \$	' \$															
	% ž +0&	% ž +0&	% ž +0&	% ž +0&	% ž +0&															
	% ž +0&	% ž +0&	% ž +0&	% ž +0&	% ž +0&															
	* ž +*-	* ž +*-	* ž +*-	* ž +*-	* ž +*-															
	* ž \$8+	* ž \$8+	* ž \$8+	* ž \$8+	* ž \$8+															
	% ž +*	% ž +*	% ž +*	% ž +*	% ž +*															
	' \$	' \$	' \$	' \$	' \$															
	%	%	%	%	%															
	8ž' +&	8ž' +&	8ž' +&	8ž' +&	8ž' +&															
	8ž' +&	8ž' +&	8ž' +&	8ž' +&	8ž' +&															
	% ž 88/6+	% ž 88/6+	% ž 88/6+	% ž 88/6+	% ž 88/6+															
	+8(+8(+8(+8(+8(
	**+	**+	**+	**+	**+															
	' (' (' (' (' (
	8	8	8	8	8															
	((((((((((
	(,	(,	(,	(,	(,															
	%	%	%	%	%															
	%	%	%	%	%															
	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at															
	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at															
	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at															
	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at															
	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at															
	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at	fb[Ž]at															

% & ,
f1 & ,
%

&()	&*	&()	&*	&()	&*
)\$)\$		*Z-\$,	*Z-\$,	*Z-\$,	*Z-\$,	*Z-\$,	8%
(Z+(()&		8Z*, *	8+Z**(\$	(Z+(-	-Z', *	, Z%)+	8%
(Z+*			' \$Z')\$	' %Z')	' \$Z' +,	%Z+%	*Z) -	8%
(Z&*)			(-) &*	' (*	%Z\$-	%Z\$)	((&
(Z'\$			8Z* %	8+)	&+,	%Z&(-	%Z\$)	%Z'\$*
)\$			8Z' ((8(Z**%\$	8) Z(+ \$	%Z' (,	%Z' \$)	%Z+(,
((*Z-\$,	*Z-\$,	*Z-\$,	8%	8%	8%
(-'			*Z-\$,	*Z-\$,	*Z-\$,	8Z&((8Z)*%	8Z-')
(Z+*			' \$Z')\$	' %Z')	' \$Z' +,	%Z+%	%Z+%	8Z-' (
%	+		8Z&' (\$	8Z' (8Z' \$	%Z) -	%Z)+%	8Z()\$
,	,) -	-*	%Z\$'	%Z')	%Z' (\$	8Z&*
.%	.%		%'	%-	8+	' -	,	+
*(*'		%88&	%8++	%Z\$8,	' +	,	, %
*'	*'		'	%	'	%\$	%)	%
.%	.%		8)	%	%\$	%+	(* \$)	%
&*	&*		%88\$	%8&*	%Z\$8%	.%	.%	(\$
&	&		%88\$	%8&*	%Z\$8%	%	%	& +
&	&		%88\$	%8&*	%Z\$8%	.%	.%	.*
&	&		%88\$	%8&*	%Z\$8%	.%	.%	..*
			%88\$	%8&*	%Z\$8%	.%	.%	..*

fUL	fME	fM	fM V V	fML	fZL	fIX U V W	fNL	fJ L	fM [Z] L	f L	f L	fL	f [Z] L	fL
-----	-----	----	--------	-----	-----	-----------	-----	------	----------	-----	-----	----	---------	----

地方公共団体の会計は単一であることが理想であるが、地方公共団体の複雑かつ多岐にわたる事務を単一の会計で処理することは困難であり、特別会計を設け、一般会計と区分して経理することとされている。

には、地方公共団体の基本的な経費が計上される。すなわち、議会費、総務費、民生費、農林水産業費、土木費、警察費、教育費等地方公共団体存立の本来の目的そのものの事務を処理するために要する経費については、通常、一般会計に計上されている。

その一方で、上・下水道や病院などの「特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、を設置できるものとされている。

特別会計の設置については、その相当の部分が地方公共団体の自主性に委ねられていることから、団体間の画一性を欠いているのが現状であり、地方財政に関する決算統計では、地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるよう、下図の区分のとおり、いくつかの事業会計につ

いては公営事業会計とし、それ以外の会計を総合して一つの会計にまとめたものとしてしている。したがって、普通会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の当該会計において経理されたものとして取り扱っている。なお、この普通会計及び公営事業会計という名称は、地方財政統計における分類上の用語に過ぎないが、一般的に地方財政の計数というときは、この普通会計を称していることが多く、「地方財政の状況（地方財政白書）」や「国民経済計算（新SNA）」においても使用されている。

なお、普通会計は、普通会計に属する一般会計といくつかの特別会計を合算して一つの会計を想定したものである。したがって、これらの会計を合算して一つにまとめる際に、単純に合算しただけでは相互に重複する部分があるため、それだけ実際の規模よりも決算規模が大きくなってしまう。そこで、会計間の重複を控除するほか、年度間のずれ等を調整して単年度の統計決算額を算定（これらの調整を純計という。）することとしている。

は、地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理処理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいうものである。

○ 会 計 区 分

< 地方自治法による区分 >

一般会計

一般会計（公営事業会計に係るものを除く）

- 母子寡婦福祉資金貸付金事業特別会計
- 中小企業近代化資金等貸付事業特別会計
- 公営住宅事業特別会計
- 市町村振興資金貸付事業特別会計
- 公共用地先行取得事業特別会計
- その他の公営事業会計に属さない特別会計
- 収益事業会計（競馬・競輪・その他収益事業）

特別会計

- 国民健康保険事業特別会計
- 老人保険医療事業会計
- 後期高齢者医療事業会計
- 介護保険事業
- 交通災害共済事業特別会計
- 農業共済事業特別会計
- 公立大学附属病院事業特別会計
- 公営企業会計（水道・病院・その他公営企業）

< 決算統計上の区分 >

普通会計

公営事業会計

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費からなっている。

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

形式収支は、純計後の普通会計の歳出総額を歳入総額から単純に差し引いたものである。出納閉鎖期日における当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含み、繰上充用金を除く。）と支出された現金の差額すなわち現金尻をあらわすものである。

実質収支は、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額である。なお、これを標準財政規模（後掲参照）で除したものが実質収支比率であり、実質収支額が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数となるもので、当該団体の財政運営の状況を判断する際の指数として用いられる。

実質収支は前年度以前からの収支の累積があるので、その影響を控除した、単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引

いた額である。

単年度収支に実質的な黒字要素である財政調整基金積立金及び繰上償還額を加算し、実質的な赤字要素である積立金取崩し額を減額したものである。この実質単年度収支は、収支結果に現れないが、歳入、歳出のなかに含まれている実質的な赤字要素及び黒字要素をとりあげて、仮に、これらの要素が歳入歳出に措置されなかった場合の単年度の収支が実質的にどのようになるかをみるものである。

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額（標準税率による法定普通税収入額）等に普通交付税等を加算した額である。

地方公共団体の財政力を示す指数で、普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た過去3年間の平均値をいうが、この数値が大きいほど、一般に財政力があると言われる。

なお、単年度で見た場合、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に対して、その差額（財源不足額）を基準にして普通交付税が交付される。財源不足額を生じない団体（指数が1.0を超える団体）は、普通交付税の不交付団体である。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字

額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。健全化判断比率の一つである。

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。健全化判断比率の一つである。

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。健全化判断比率の一つである。

起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる（地方財政法第5条の4第1項第2号）。起債制限比率について、準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債にあたり許可が必要となる。

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。健全化判断比率の一つである。

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指

標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）にどの程度充当されているかという、経常的経費に充当された一般財源額の経常一般財源総額に対する割合である。この比率が高いほど財政構造に弾力性がなく硬直化していると見ることができる。

$$\text{経常収支比率} = (\text{経常的経費充当一般財源} / \text{経常一般財源総額}) \times 100\%$$

自主財源に相対する用語として依存財源があるが、これは収入調達の拘束性を基準とした区分である。すなわち、自主財源とは、地方団体自らが調達する財源で、地方税のほか、分担金、使用料、手数料、財産収入等であり、一方収入の源泉を国、都道府県（市町村の場合）に依存している国、県支出金、地方交付税、地方譲与税、地方債等が依存財源である。

歳入に占める自主財源の割合が自主財源比率であり、その数値が大きいほどその団体の財政運営の自主性と安定性が確保されているといわれている。

積立金とは、一般に財政運営を計画的にするため、または、財源の余裕がある場合において、年度間の財源変動等に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ、積み立てる金銭をいい、地方自治法上は、基金（第241条）として処理されているものである。こうした基金は、決算統計上、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金に分類されているが、この基金の合計額が積立金現在高である。

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来

の財政支出を約束する行為。地方自治法で予算の一部を構成することと規定されている。

債務負担行為は、将来の財政負担を余儀なくされるものであり、翌年度以降に支出すべき額が多額にのぼるということは将来の財政の硬直化をもたらすことになるので、適切に運営する必要がある。

地方税、地方譲与税、地方交付税等の合計額。なお、市町村においては、これらのほか、さらに都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、地方交付税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（大都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

ff七

とは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく
、地方道路公社法に基づく
及び地方住宅供給公社法に基づく をさ
し、いずれも個別の法律に基づき地方公共団体が全額出資
して設立した法人である。

			\$*(\$,), ,
			- , (\$,) +\$
			\$%(\$,) +\$
			- *(\$,) * +\$ & %
			' %(\$,))) - +, *
			' &(\$,) \$\$% % % &\$
			' + %(\$,) +\$ % % %
			' ' \$ - ' \$ % ' ! % ! %
			& *(\$,) ** + % %
			% ' ! , \$\$ % & , ! %
			& %(\$,), , %
			-) (\$,) +\$ (! %
			- %(\$,) , \$ ' ! % ! %
			(\$(\$,)) \$ %
			' , (\$,) +\$ * - & &
) (\$(\$,)) +\$ & % %
			(&(\$,) * \$ % - *
			(*(\$,)) \$ % % &
) % (! ,) +\$ %
) &(\$,) ++ % %
			* \$ &(\$,) +\$
) ((\$,)) +\$ & % &&
			*) (\$,) * +) ! % \$ %

			*' \$,) \$%
			* \$,) \$%
			+\$ \$,) +\$
			+ ' \$,) %%
			% \$) &
			++ \$,) +\$
			+ , \$,) +\$
			% & & \$
			, % \$,) ++
			+ +
			, (\$,) +\$
			% %) -
			,) \$,) +\$
			& %
			, * \$,) +\$
			* % %
			, + \$,) \$%
			' ! % %
			, - \$,) ++
			% \$

			\$* \$, *%&
			% &
			-, \$, *+%
			' ' \$ -), ,
			*! (! (
			&* \$, +&&
			% %
			& % \$\$\$%&
			% %
			&&&,) ++
			&) &) ++
			& %& %)
			-) % ,)) \$
			% * \$& %
			(&\$, * \$&
)! %
			(' \$, *) &
			% \$! &
			(* \$,) \$,
			' % %
			* \$(!,) +%
			(, ,
)' \$, &&%
			% ' ! &\$
)- \$ \$ \$+,
			' %
			*) \$,) +\$
			*!)! %
			+\$ \$,) ((
			% % %
			+ ' \$,) , *
			% * ' (
			, \$! ,) \$ %
			% %
			, % \$, * &\$
			% , ! %
			, * \$, * \$ %
			% %



JFMの概要

- 地方公共団体金融機構（JFM）は、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された地方共同の資金調達機関です。
- 債券発行により資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の融資を行っています。
- 幅広い事業への融資を通じて、地方公共団体が行う公共施設の整備や地域振興、住民福祉の増進に寄与しています。

設立	2008年8月（2009年6月改組） （旧公営企業金融公庫 1957年6月設立）		
根拠法	地方公共団体金融機構法 （平成19年法律第64号）		
理事長	渡邊 雄司		
出資金	166億円		
格付	S&P:A+	Moody's:A1	R&I:AA+
リスクウェイト	10%（円建）		

JFMの貸付業務

- 貸付先は地方公共団体（リスクウェイト0%）に限定されています。
- 国の策定する地方債計画に計上された公的資金として貸付けを実施します。
- 総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可が必要です。
- 地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行っています。
- 公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部を受け取り、その運用益等で貸付利率を引き下げています。

JFMの貸付けの特徴

- これまでに貸倒れは一件も発生していません。
- 地方公共団体の債務不履行が生じないように、地方交付税制度による財源保障、早期是正措置としての起債許可制度、地方財政健全化法による財政の早期健全化・再生のための仕組みが設けられています。
- 機構法において、機構解散時に債務超過であった場合の最終弁済義務は地方公共団体が負うこととされています。

JFMの財務基盤

（2015年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
資産総額	24兆5,243億円	負債総額	24兆3,508億円
うち貸付金	23兆4,376億円	うち債券	19兆5,429億円
		うち健全化基金	9,203億円
		うち準備金	3兆5,515億円
		純資産	1,735億円

→ 貸付利率の引下げのため
→ 債券借換時の金利変動リスクへの備え

出資金

（単位：億円）

都道府県	63.7
政令市	28.8
市及び特別区	63.2
町村等	10.4
合計	166.0

資金調達計画

（単位：億円）

	2014年度計画	2014年度実績	2015年度計画
■公募債等			
10年債	3,600	3,550	2,700
20年債	1,200	1,350	1,000
5年債	300	300	200
スポット債	—	400	—
FLIP	2,200	2,910	2,200
国外債	2,200	2,873	2,200
長期借入	—	100	—
フレックス枠	1,500	—	1,700
小計	(注)11,000	11,483	10,000
■地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券			
10年債	3,000	3,000	3,000
■政府保証債			
10年債	4,300	4,300	5,000
8年債	—	—	1,000
6年債	2,000	2,000	1,200
小計	6,300	6,300	7,200
合計	20,300	20,783	20,200

（注）2014年12月に年間資金調達計画を11,000億円から11,500億円に見直し。

貸付額

（単位：億円）

年度	貸付額
2013年度	21,270
2014年度	19,255
2015年度計画	18,300

地方公共団体金融機構資金部資金課

■住所：〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館内

■TEL: 03-3539-2697 ■FAX: 03-3539-2615 ■E-mail: shikinka@jfm.go.jp ■URL: http://www.jfm.go.jp/